

# ビワクルエコ製品（滋賀県リサイクル製品）認定募集要領



滋賀県リサイクル認定製品

1	ビワクルエコ製品認定の本年度募集について	p 1
2	滋賀県リサイクル製品認定申請書（様式第1号）	p 3
3	申請書記入例	p 5
4	申請書記入要領	p 7
5	申請書添付資料一覧表（様式第1号付表）	p 10
6	添付資料一覧表記入例	p 11
7	滋賀県リサイクル製品認定申請書の添付資料について	p 12
8	誓約書（様式第7号）	p 14
9	申請書チェックリスト	p 15
10	滋賀県リサイクル製品利用促進要綱	p 19
11	コンクリート二次製品の申請にあたって	p 25
12	認定手続きフロー	p 27

～申請は随時受け付けています～

◇ 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 ◇

# ビワクルエコ製品（滋賀県リサイクル製品）認定の募集について

## 【滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課】

ビワクルエコシップ（滋賀県リサイクル製品認定制度）とは、資源循環の輪の構築に向けた取組の一つとして、主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品について、一定の基準に適合するものを「ビワクルエコ製品（滋賀県リサイクル製品）」として認定し、リサイクル製品の利用推奨を図る制度です。

このたび、本年度募集を行いますので、事業者のみなさんのご応募をお待ちしています。

### ◇対象製品

次に掲げる要件5点をすべて満たす製品とします。

- 1 主として県内で発生する循環資源を利用し、かつ、県内での製造加工が困難である場合を除き、県内において製造加工がされること。
- 2 既に販売されているか、6か月以内に販売されることが確実であること。
- 3 その製品の普及が本県の循環資源の循環的な利用の促進に効果を有すること。
- 4 品質基準（安全性への配慮、規格等）に適合していること。
- 5 その製品の製造加工を行う事業者等が生活環境の保全を目的とする法令に違反していないこと。その製品の製造に必要な法令に違反していないこと、かつ、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### ◇主な認定基準

#### [安全性の配慮]

- ・ 特別管理廃棄物を原材料としていないこと。
- ・ 環境基本法に基づく土壌汚染にかかる環境基準に適合していること。
- ・ 土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については、土壌汚染対策法第6条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。
- ・ 原料として溶融スラグを使用する製品については、溶融スラグの有害物質の溶出量および含有量について日本産業規格 JIS A5031 および JIS A5032 の基準に適合していること。

#### [品質の確保]

次のいずれかの規格に適合しているか、またはこれに準じたもの

- ・ 日本産業規格 (JIS) の性能規格
- ・ 滋賀県各部局の工事共通仕様書
- ・ エコマーク商品認定基準

#### [その他の基準]

- ・ 循環資源の利用割合については、品目ごとに別に定める基準に適合していること。

## ◇申請方法

申請書に対象製品の写真、説明書など必要な書類等を添付して滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課(ごみゼロ支援係)へ提出してください。※提出はメール(df00@pref.shiga.lg.jpあて)でも可能です。

受付は随時行っています。

申請に関する書類は、この募集要領をコピーしてご利用ください。

なお、電子データについては、滋賀県ホームページの琵琶湖環境部循環社会推進課のページからダウンロードできます。

① 検索エンジンで滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課を検索

② 滋賀県リサイクル製品認定制度のURL

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13431.html>

## ◇ 提出書類 ◇

- (1) 申請書(様式第1号)
- (2) 添付資料(※添付資料、一覧表を表紙にして編綴し、ページ番号を付けてください。)
- (3) 誓約書(滋賀県リサイクル製品利用促進要綱第8条第3項に基づき、様式第7号を提出してください。)
- (4) 申請書チェックリスト

## ◇認定審査

申請内容について、認定基準に適合するかどうか調査を行い、懇話会委員(学識経験者)の意見聴取を経て審査の上認定します。

## ◇認定制度の効果

- ・県や県民等による認定製品の利用、購入が広がることにより、一層のリサイクル製品の需要拡大につながります。
- ・新たな技術・研究開発を促し、優良な事業者が育成されます。
- ・リサイクルの促進により、本県における資源循環の輪の構築が加速されます。

## ◇認定製品に対する県の取組

- ・県は認定製品ごとに認定証を付与するとともに、ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布を行い、普及啓発を図ります。
- ・公共工事等を通じて自ら率先利用に努めます。  
(必要とする品質・性能、数量等条件に適合し、従来品と同等の価格である場合。ただし、製品購入や利用を保証するものではありません。)
- ・親しみやすい認定マークや愛称により、市町や県民・事業者に対し利用推奨を図ります。
- ・県は滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金にて、滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓事業として展示会・商談会や広告宣伝費の補助を行っています。

## ◇留意いただきたい事項

- ※ すでに全国流通しているものや、用途が一般化している製品は対象から除きます。
- ※ 滋賀県リサイクル製品認定制度は、品質基準等に適合した製品であることを県が審査、確認し「滋賀県リサイクル認定製品」として公表した上で、対外的に推奨し、自らも率先利用に努めるものですが、県が製造事業者に代わって品質・性能等を保証するものではありません。

## ◇ご相談・問い合わせ

申請に先立ってご相談をお受けいたします。事前に電話等でご連絡ください。

その他、ご質問などは下記「ごみゼロ支援係」までお問い合わせ下さい。

- ◇ 担当 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課  
ごみゼロ支援係  
Tel 077-528-3472 Fax 077-528-4845  
E-mail [df00@pref.shiga.lg.jp](mailto:df00@pref.shiga.lg.jp)

様式第1号（第3条、第5条関係）

滋賀県リサイクル製品認定申請書（新規・更新）

年 月 日

（あて先）  
滋賀県知事

申請者  
住所（所在地）

氏名（法人にあつては名称および代表者の氏名）

担当者氏名  
電話番号  
Fax  
メール

滋賀県リサイクル製品利用促進要綱第3条第2項（第5条第2項）の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

1	品 目 名	
2	製 品 名	
3	販 売 価 格	
4	年間生産(販売)予定量	
5	製造加工場	所在地
		名 称
6	販 売 場 所	
7	販売開始(予定)日	
8	製品サイズ・重量等	

9 製品の 原材料等 となる循 環資源の 状況	名 称	
	発生場所	
	入手先の 住所名称	
	入手方法	
	使用割合	
	その他参考	
10 製品の主な使用実績		
11 生産販売するにあたって 必要な法令		
12 製品安全性の配慮 (該当箇所をチェック)		<input type="checkbox"/> 特別管理廃棄物を使用していない <input type="checkbox"/> 土壌の汚染に係る環境基準に適合している <small>(↓土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品の場合のみ)</small> <input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法の含有量基準に適合している <small>(↓原材料に溶融スラグを利用している場合のみ)</small> <input type="checkbox"/> JIS A5031 および JIS A5032 中の有害物質の溶出量および含有量に 係る基準に適合している
13 製品品質の規格 (該当箇所をチェックし、 番号等を記入)		<input type="checkbox"/> JIS 性能規定に適合 [JIS 番号: ] <input type="checkbox"/> 滋賀県各部局工事共通仕様書[表番号等: ] <input type="checkbox"/> エコマーク認定基準 [エコマーク認定番号: ] <input type="checkbox"/> その他準拠する基準 [ ]
14 製造加工にあたって の環境保全対策の状況		
15 その他参考事項		

【添付資料】

添付資料は別紙様式により添付資料一覧表を作成の上、申請書とは別綴じにして提出してください。

- 1 当該製品の写真（必要に応じてサンプル）
- 2 当該製品の説明書等
- 3 当該製品の製造加工フロー図
- 4 県リサイクル認定製品品質基準に適合していることを証する書類  
（土壌の汚染に係る環境基準に関する試験結果書の写し、JIS 規格等への適合確認証明、  
 原材料ごとの成分含有試験の結果書等）
- 5 製品の品質管理説明書
- 6 会社案内・パンフレット等
- 7 製造加工場の付近見取図
- 8 更新申請の場合は、前回認定証写
- 9 その他審査に必要な資料

## 記入例

様式第1号（第3条、第5条関係）

### 滋賀県リサイクル製品認定申請書（新規・更新）

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）

滋賀県知事 〇〇 〇〇 あて

申請者

住所（所在地）

大津市〇〇町〇〇-〇〇

氏名（法人にあっては名称および代表者の氏名）

〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇

担当者氏名 〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇

滋賀県リサイクル製品利用促進要綱第3条第2項（第5条第2項）の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

1	品 目 名	インターロッキングブロック
2	製 品 名	〇〇〇〇〇〇〇〇 （←製品名称を記入する）
3	販 売 価 格	10,000 円/m <sup>2</sup>
4	年間生産（販売）予定量	2,000 m <sup>2</sup>
5	製造加工場 所在地	滋賀県大津市〇〇〇〇番地
	名 称	〇〇〇〇株式会社 □□工場
6	販 売 場 所	滋賀県大津市〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社 ◇◇営業所
7	販売開始（予定）日	YY年MM月DD日
8	製品サイズ・重量等	縦 100×横 200×高 100 (mm) 、重量 5kg/個

9 製品の 原材料等 となる循 環資源の 状況	名 称	下水汚泥溶融スラグ (※別表(4条関係)参照)
	発生場所	〇〇〇センター
	入手先の 住所名称	滋賀県〇〇市〇〇〇番地 〇〇〇センター
	入手方法	購入
	使用割合	16%
	その他参考	
10 製品の主な使用実績	〇〇市 〇〇市△△ 〇年度□□公園整備工事 100m2	
11 生産販売するにあたって必要な法令		
12 製品安全性の配慮 (該当箇所をチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 特別管理廃棄物を使用していない <input checked="" type="checkbox"/> 土壌の汚染に係る環境基準に適合している (↓土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品の場合のみ) <input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法の含有量基準に適合している (↓原材料に溶融スラグを利用している場合のみ) <input checked="" type="checkbox"/> JIS A5031 および JIS A5032 中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合している	
13 製品品質の規格 (該当箇所をチェックし、番号等を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> JIS 性能規定に適合 [JIS 番号: JIS A5371 ] <input checked="" type="checkbox"/> 滋賀県各部局工事共通仕様書[表番号等: 〇〇〇〇〇〇 ] <input type="checkbox"/> エコマーク認定基準 [エコマーク認定番号: ] <input type="checkbox"/> その他準拠する基準 [ ]	
14 製造加工にあたっての環境保全対策の状況	公害防止規程の制定 別紙参照	
15 その他参考事項		

#### 【添付資料】

添付資料は別紙様式により添付資料一覧表を作成の上、申請書とは別綴じにして提出してください。

- 1 当該製品の写真（必要に応じてサンプル）
- 2 当該製品の説明書等
- 3 当該製品の製造加工フロー図
- 4 県リサイクル認定製品品質基準に適合していることを証する書類  
(土壌の汚染に係る環境基準に関する試験結果書の写し、JIS 規格等への適合確認証明、  
原材料ごとの成分含有試験の結果書等)
- 5 製品の品質管理説明書
- 6 会社案内・パンフレット等
- 7 製造加工場の付近見取図
- 8 更新申請の場合は、前回認定証写
- 9 その他審査に必要な資料

## 滋賀県リサイクル製品認定申請書記入要領

- 申請は、製品単位で行ってください。
- 新規・更新の別を、○囲みしてください。

以下、項目ごとの記入要領により、申請書を記入してください。

### ◇ 申請者

製品を製造加工している事業者の住所・氏名等を記入してください。

併せて担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）を、記入してください。

※プライベートブランド商品の場合、製造の委託を受けている事業者（受託者）が申請者になります。

### 1 品目名

滋賀県リサイクル製品利用促進要綱別表「滋賀県リサイクル製品品質基準」のうち、「滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率」に品目（製品例）を示しているものについては、当該名称を記入してください。

該当するものがない場合は、できるだけわかりやすく、一般に通用している名称を記入してください。

### 2 製品名

一般名称ではなく、製品のブランド名を記入してください。

### 3 販売価格

製品の販売価格を記入してください。

荷姿ごとに設定している場合は、それぞれ記入するか、もしくはその他審査に必要な書類として一覧表等を添付してください。

### 4 年間生産（販売）予定量

前年度までの実績をもとに、申請年度の見込みを記入してください。

※ 量の単位（個、t、ℓ等）も併せて記入してください。

（例 1,000 個、150t、100ℓなど）

### 5 製造加工場

所在地は滋賀県から番地まですべて記入してください。

※ 加工・製造等の一部がやむなく滋賀県外である場合は、その所在地を 都道府県名から番地まで併せて記入してください。

### 6 販売場所

販売店等を具体的に記入してください。

※ 市販されない場合は、認定できません。

### 7 販売開始（予定）日



当該製品の販売開始年月日を記入してください。

※ 滋賀県リサイクル認定製品としての販売日ではなく、当該製品自体の販売日を記入してください。

## 8 製品のサイズ・重量等

製品の縦、横、高さ、重量、容量等について、実際に販売または納品する際の数値を記入してください。

※ 単位（横、高さ、重量、容量等）も併せて記入してください。

（例 横 50cm×高さ 20cm、重量 1kg、100ℓなど）

## 9 製品の原材料等となる循環資源の状況

### ○名称

製品に使用している循環資源（廃棄物等）が、滋賀県リサイクル製品利用促進要綱別表「滋賀県リサイクル製品品質基準」のうち、「滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率」に記載されているものについては、当該名称を記入してください。

該当するものがない場合は、できるだけわかりやすく、一般に通用している名称を記入してください。

また、製品に使用している循環資源（廃棄物等）が複数あるときは、使用割合の高い順から、循環資源ごとにすべて記入してください。

### ○発生場所

特定の場所から発生しているものであれば、滋賀県から番地まで記入してください。

### ○入手先の住所および名称

特定の入手先から仕入れ等をしているときは、入手先の住所および名称を記入してください。

### ○入手方法

購入、無償で入手、廃棄物の処理として引き取っている等、入手方法を記入してください。

### ○使用割合

製品全体の重量に対する循環資源の重量割合を%で記入してください。

### ○その他参考

製品の原料（材料）について、滋賀県リサイクル製品利用促進要綱別表「滋賀県リサイクル製品品質基準」のうち「滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率」に循環資源を示しているもの以外の原料（材料）を使用している場合は、具体的に記入してください。

## 10 製品の主な使用実績

施工事例を記載する場合は、発注者、施工場所、工事件名、施工量および施工日時等を記入してください。

## 11 生産販売するにあたって必要な法令

生産販売にあたって法令により許認可や届け出が必要な場合などに記入してください。

また、廃棄物処理法の業または施設の許可が必要な場合も、その旨を記入してください。

※ 必要とされる法令等の手続きを行っていない場合は、申請することはできません。

## 12 製品安全性の配慮

○特別管理廃棄物の使用

原材料に特別管理廃棄物の利用がないことを確認して、□にチェックしてください。

特別管理廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第13号）で定めている特別管理一般廃棄物および特別管理産業廃棄物をいいます。

【特別管理廃棄物の例】

- ・ PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・ 血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物
- ・ 廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・ 廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・ 廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物
- ・ 有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等

○土壌の汚染に係る環境基準

申請しようとする製品が、環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していることを確認して、□にチェックしてください。

○土壌汚染対策法の含有量基準

申請しようとする製品が、土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品の場合は、土壌汚染対策法第6条の含有量基準に適合していることを確認して、□にチェックしてください。

○JIS A5031 および JIS A5032 中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準

原材料に溶融スラグを利用している場合のみ、日本産業規格 JIS A5031 および JIS A5032 中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していることを確認し、□にチェックをしてください。

13 製品品質の規格

各規格・基準等への適合状況について該当する□にチェックして、その番号等を記入してください。

また、その他準拠する基準を選択したときは、具体的に基準名を記入してください。

14 製造加工にあたっての環境保全対策の状況

環境の保全、工場等の操業等に関し遵守すべき法令の遵守状況、環境保全に対する措置内容および程度を記入してください。

※ 必要とされる法令等の手続きを行っていない場合は、申請することはできません。

15 その他参考事項

その他、申請にあたって必要な事項があれば記入してください。



【記入例】

[ 様式第 1 号付表 ]

滋賀県リサイクル製品認定申請書添付資料一覧表

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 製品名 \_\_\_\_\_

資料番号	資 料 名	ページ
1	製品の写真	1
2	製品の説明書等	2
3	製造加工フロー図	3
4	品質基準適合証明書類	—
4-1	【安全性の配慮】 土壌汚染環境基準（溶出量基準）適合証明書	4
4-2	土壌汚染対策法の含有量基準適合証明書	—
4-3	溶融スラグの溶出量・含有量基準適合証明書	5
4-4	【品質の確保】 適合する基準（JIS規格等）の該当箇所の写し	7
4-5	上記基準への適合確認書類（JIS認定書、試験結果書写し等）	10
4-6	原材料ごとの成分含有試験結果書等	—
	— 1 使用原材料一覧表	16
	— 2 普通ポルトランドセメント	17
	— 3 細骨材（〇〇〇産砕砂）	18
	— 4 粗骨材（〇〇〇産砕石）	22
	— 5 粗骨材（下水汚泥溶融スラグ）	26
	— 6 化学混和剤（AE減水剤〇〇〇〇〇）	30
4-7	【循環資源使用割合】 原材料の配合表等	31
5	製品の品質管理説明書	32
6	会社案内・パンフレット等	38
7	製造加工場の付近見取図	43
8	（更新申請の場合）前回認定書写し	—
9	その他審査に必要な資料	—
9-1	アルカリシリカ反応抑制対策の方法	44
9-2	骨材のアルカリシリカ反応性試験結果	46
9-3	耐凍害性の確認できる書類（凍結融解試験（A法）試験結果）	52

## ○滋賀県リサイクル製品認定申請書の添付資料について

添付資料は申請書（別記様式第1号）と別綴じとし、「滋賀県リサイクル製品認定申請書添付資料一覧表」（同様式付表）を表紙にして、通しの番号を付けて綴じてください。

なお、1～9については必ず添付してください。

※ 添付する試験結果表等については、1年以内のものを添付してください。

※ 試験・検査および証明書の発行等に係る一切の経費は、申請者の負担となります。

※ 同一の原材料を使用した数種類の製品を申請する場合など、添付資料が重複するときは「共通資料」として一部にまとめていただいて結構です。また、会社の位置やパンフレットも1部のみ提出で構いません。

### 1 当該製品の写真

写真は、製品が明瞭に判別できるものとしてください。

（縦90mm×横130mm程度）

必要により現物サンプルを添付してください。

### 2 製品説明書等

製品説明書等の製品の用途や特徴がわかる資料を添付してください。

### 3 当該製品の製造加工フロー図

原材料の入手段階（無償か有償か）も含め、製品の製造工程を具体的に明らかにした図を添付してください。

※ 工程上、やむなく滋賀県外の製造加工場を経由している場合は、フロー図に明記するとともに、県外の製造加工場を経由する（滋賀県外でなければならない）理由を具体的に明記するか、理由書を添付してください。

### 4 滋賀県リサイクル製品品質基準に適合していることを証する書類

○環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」

8項目（カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素）の溶出試験を原則とし、また試験方法は「JIS K0058-1 スラグ類の化学物質試験方法第1部：溶出量試験方法」の5. 利用有姿による試験によることとし、計量証明事業者による試験結果書の写しを添付してください。

なお、製品の原材料によっては不要な場合や必要に応じて項目を加えるものがありますので、お問い合わせください。

○土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品についての土壌汚染対策法第6条に基づく「指定基準のうちの含有量基準」

8項目（カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素）の含有量試験を原則とし、これらに適合していることを証する試験研究機関等による検査データ等を添付してください。

なお、製品の原材料によっては不要な場合や必要に応じて項目を加えるものがありますので、お問い合わせください。

○JIS等の公的な規格の認定等を受けている製品の場合

規格の該当部分の写し、JIS認定書の写し、試験結果書の写し等を添付してください。

また、コンクリート二次製品の場合は、以下の項目の資料を添付してください。

- ・ JIS A5371 または JIS A5372 の該当部分および認定書の写し
- ・ 製品の性能（圧縮強度、曲げ強度等）と試験結果
- ・ 配合表、設計基準強度、スランプ、空気量等がわかる資料
- ・ 配筋図

○その他の品質等に関する基準

その他の品質等の基準に適合していることを証する試験研究機関等による検査データ（使用原材料ごとの成分含有試験結果書等）を添付してください。

また、コンクリート二次製品の場合は、以下の項目の資料を添付してください。

- ・ セメント、混和剤の試験成績表、骨材の試験成績表、化学成分、膨張性、物理的性能（絶対乾密度、吸水率、安定性、粒形判定実積率、微粒分量、すりへり減量）、粒度、粗粒率、アルカリシリカ反応性がわかる試験結果書等
- ・ アルカリシリカ反応抑制対策についてわかる資料（使用骨材の試験結果表の写し等）
- ・ 耐凍害性の確認できる資料（凍結融解試験A法の試験結果表の写し等）

5 製品の品質管理説明書

社内で定めている製品の品質管理のための手法や基準を添付してください。

6 会社案内、パンフレット等

会社の組織、事業内容等がわかる会社案内等を添付してください。

7 製造加工場の付近見取図

道路地図、住宅案内地図写し等に製造加工場の所在を示したものを添付してください。

8 更新申請の場合は前回認定証写し

過去に認定を受けた製品について、更新申請する場合に添付してください。

9 その他審査に必要な資料等

審査にあたって追加資料の提出を求める場合があります。

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）（同法第9条に規定する指定暴力団員を除く。）
  - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  - キ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人（防止法第32条第1項第4号に該当する者を除く。）

年 月 日

滋賀県知事

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住所

〔法人、団体にあつては法人・団体名および代表者名〕  
(ふりがな)

氏名

〔代表者の生年月日・性別〕

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 性別（男・女）

## 申請書チェックリスト

申請者名	
製品名	

以下、該当箇所をチェックし、必要事項を記入してください。

- 申請者欄には、製品を製造加工している事業者の住所・代表者氏名、担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）を記入している
- 別紙「滋賀県リサイクル製品認定申請書記入要領」に基づき申請書を記入し、関係書類を添付している

### (1) 品目名

品目名は滋賀県リサイクル製品利用促進要綱別表「滋賀県リサイクル製品品質基準」のうち、「滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率」に示している「品目」の名称であるか

- はい
- いいえ

いいえの場合、申請書に記載している具体的な品目名を記入してください

品目名	
-----	--

### (2) 製品名

- 通称名ではなく、ブランド名である
- バージン製品とリサイクル製品を製造している場合には、はっきりと区別できている

### (3) 販売場所

- 販売店を具体的に記入している

### (4) 販売開始（予定）日

- 既に発売している（販売開始日：平成 年 月 日）
- 発売予定であり、かつ6か月以内である（販売開始予定日：平成 年 月 日）

### (5) 製造加工場所

- 加工・製造等は、全て滋賀県内で行っている
- 加工・製造等は、主に滋賀県内で行っている（やむなく、一部県外を含む）

加工・製造等の一部がやむなく滋賀県外である場合は、具体的な工程内容、その工程を行う加工・製造場所、県外でなければならない理由を記入してください

工程内容	
加工・製造場所※	
県外の理由	

※ 加工・製造場所は、都道府県名から番地まで記入ください。



**(6) 製品の原材料等となる循環資源の状況**

発生場所は主に県内である

基準以上の使用率である

※ 製品に複数の循環資源を使用している場合は、最も使用割合の高い循環資源の状況を記入してください

循環資源名は滋賀県リサイクル製品利用促進要綱別表「滋賀県リサイクル製品品質基準」のうち、「滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率」に示している「循環資源」の名称である

はい

いいえ

いいえの場合は、申請書に記載している循環資源名と使用率を記入ください

循環資源名	使用率	%
-------	-----	---

循環資源物の入手方法で該当するものを全てチェックしてください

一般廃棄物

産業廃棄物

加工品購入

副産物（有償）

副産物（その他）

自社物

特別管理廃棄物を使用していないか

はい

いいえ

溶融スラグを使用しているか

はい

いいえ

溶融スラグを使用している場合、JIS A5031 および JIS A5032 中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合しているか

はい

いいえ

**(7) 生産販売するにあたって必要な法令**

法令により許認可されているものや届出しているもので、該当するものを全てチェックしてください

騒音規制法

振動規制法

水質汚濁防止法

大気汚染防止法

土壤汚染対策法第 22 条第 1 項に基づく汚染土壌処理業に係る許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 に基づく一般廃棄物処理委託

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に基づく一般廃棄物処理業許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づく産業廃棄物処理業に係る許可等

その他（ ）

#### (8) 土壌の汚染に係る環境基準への適合

使用している循環資源が「木材」、「食品残さ」や「畜産ふん尿」のような自然素材であるため、試験の必要がないものか

- はい
- いいえ

いいえの場合、以下もチェックしてください

- 環境基準の適用は溶出8項目を基準とするが、製品の原料や製造工程、用途を勘案して過大または過小でない
- 適合するデータ試験結果書を添付している
- 日付は1年以内である
- 試験方法はJIS K0058-1の5.利用有姿による試験による
- 汚泥を熱処理せず製品化する場合は項目を追加している
- 試験結果が以下の基準に適合している

カドミウム	≦0.01mg/L
総水銀	≦0.0005mg/L
鉛	≦0.01mg/L
セレン	≦0.01mg/L
六価クロム	≦0.05mg/L
ふっ素	≦0.8mg/L
砒(ひ)素	≦0.01mg/L
ほう素	≦1mg/L

#### (9) 土壌汚染対策法の指定基準のうちの含有量基準への適合

土壌と混合する可能性はない

- はい
- いいえ

いいえの場合、以下もチェックしてください

- 適合するデータ試験結果書を添付している
- 日付は1年以内である
- 試験結果が以下の基準に適合している

カドミウム	≦150mg/kg
総水銀	≦15mg/kg
鉛	≦150mg/kg
セレン	≦150mg/kg
六価クロム	≦250mg/kg
ふっ素	≦4000mg/kg
砒(ひ)素	≦150mg/kg
ほう素	≦4000mg/kg

**○添付資料等**

**(1) 添付資料の整理**

添付資料一覧表（別記様式第1号付表）を作成し、通しのページを付けて整理されている

**(2) 当該製品の写真**

製品が明瞭に判別できるものである（縦90mm×横130mm程度）

**(3) 当該製品の説明書等**

製品の用途や特徴がわかるものである

**(4) 当該製品の製造加工フロー図**

原材料の入手段階も含め、製品の製造工程を具体的に明らかにした図である

加工・製造等の一部がやむなく滋賀県外である場合は、具体的な工程内容などを明記している

**(5) 県リサイクル認定製品品質基準に適合していることを証する書類**

土壌環境基準に関する試験結果書の写し

JIS認定書の写し、適合規格の該当部分の複写、適合を証する試験結果書の写し等を添付している

コンクリート二次製品の場合、別紙「コンクリート二次製品の申請にあたって」の内容を満たす試験結果を添付している

**(6) 製品の品質管理説明書**

社内で定めている製品の品質管理のための手法や基準を添付している

**(7) 会社案内、パンフレット等**

会社の組織、事業内容等がわかる会社案内等を添付している

**(8) 製造加工場の付近見取図**

道路地図、住宅案内地図写し等に製造加工場の所在を示したものを添付している

**(9) 更新申請の場合は、前回認定証写し**

前回認定証の写しを添付している

**(10) その他審査に必要な資料**

その他、審査に必要な書類を添付している

添付資料名( )

## 滋賀県リサイクル製品利用促進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県内において製造加工されるリサイクル製品の認定とその普及啓発を実施することにより、リサイクル製品の普及およびリサイクル産業の育成を推進し、もって県内における廃棄物の発生抑制および循環資源の循環的な利用を促進し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「循環資源」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 家庭、事業所等から排出される廃棄物
- (2) 製造過程において、または土木建築工事、農畜産物の生産等に伴って発生する副産物
- (3) 木材ならびに森林、河川および湖の管理に伴い副次的に得られるヨシ、水草、浚渫土 およびこれらに類するもの

2 この要綱において「循環的な利用」とは、循環資源の全部または一部を部品その他製品の一部分として使用し、または原材料として利用することをいう。

3 この要綱において「リサイクル製品」とは、循環資源の循環的な利用により製造され、または加工される製品（最終製品に限る。）をいう。

### (認定等)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、循環資源の適正な循環的利用の促進および環境への負荷の低減に資するものを滋賀県リサイクル認定製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、知事が別に定める申請期間において、滋賀県リサイクル製品認定申請書（別記様式第1号）により認定の申請をするものとする。

3 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定の申請者に滋賀県リサイクル製品認定証（別記様式第2号）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

4 知事は、第1項の規定による認定をする場合においては、滋賀県リサイクル製品認定幹事会の審査結果を参考にする。

5 前項の滋賀県リサイクル製品認定幹事会の設置、選任および職務に関して必要な事項は別に定める。

6 知事は、第1項の規定による認定をする場合においては、条件を付することができる。

### (認定対象製品)

第4条 前条第1項の規定による認定の対象となる製品は、次に掲げる要件にすべて適合するものとする。

- (1) 主として県内で発生する循環資源を利用し、かつ、県内での製造加工が困難である場合を除き、県内において製造加工がされること。
- (2) 認定の申請時において既に販売されていること、または申請から6月以内に販売されることが確実であること。
- (3) その製品の普及が滋賀県の循環資源の循環的な利用の促進に効果を有すると認められること。
- (4) 別表に定める滋賀県リサイクル認定製品品質基準（以下「品質基準」という。）に適合していること。
- (5) その製品の製造加工を行う事業者等（自己または自社もしくは自社の役員等）が、生活環境の保全を目的とする法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律および同法律施行令第4条の6に掲げる法令をいう。）、およびその製品の製造に必要な法令に違反していないこと、かつ、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- キ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

（認定期間等）

- 第5条 第3条第1項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 2 第3条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前項の期間が満了した後においても引き続き認定を希望する場合は、滋賀県リサイクル製品認定申請書（別記様式第1号）により更新の申請をすることができる。

（変更の届出等）

- 第6条 認定事業者は、認定製品の申請事項について次のいずれかに変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、「滋賀県リサイクル認定製品変更届出書」（別記様式第3号）により知事に届け出なければならない。
- なお、これ以外の製品の品質に関わると判断される変更については、知事はこれを別製品として取り扱い、新規製品として改めて申請を受け付けるものとする。
- ア 認定事業者の氏名（法人にあっては名称および代表者の氏名）
  - イ 認定事業者の住所あるいは連絡先
  - ウ 製造加工工場の住所
  - エ 製品名
  - オ 原材料の入手先あるいは入手方法（ただし原材料の品質、成分等に大きな違いがないこと。）
- 2 認定事業者は、認定製品の製造加工を終了したとき、または認定継続の意思を失ったときはすみやかに、「滋賀県リサイクル製品認定取下げ届出書」（別記様式第4号）により知事に届け出なければならない。
- 3 前項の届出があったときは、当該認定製品に係る認定はその効力を失う。
- 4 知事は、届出があったときは、その旨を公表するものとする。

（認定の取り消し）

- 第7条 知事は、次のいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定による認定を取り消すことができる。
- (1) 認定製品が第4条に定める要件のいずれかに適合しなくなったとき。
  - (2) 認定事業者が前条の規定による届出をしなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定による認定の取り消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
- 3 第1項の認定の取り消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

（認定事業者の義務）

- 第8条 認定事業者は、認定製品が品質基準に適合するように品質および性能を維持しなければならない。

- 2 認定事業者は、認定製品の生産、流通、販売、使用等において、問題が生じたときは、認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。
- 3 第4条第5号の規定を証明するため、誓約書（別記様式第7号）を提出しなければならない。
- 4 認定事業者は、毎年1回認定製品の品質基準への適合状況について試験または検査を実施し、その結果を滋賀県リサイクル認定製品品質基準適合状況報告書（別記様式第5号）により知事に報告するとともに、関係書類を3年間保存しなければならない。
- 5 認定事業者は、毎年4月30日までに前年度の認定製品の販売実績を滋賀県リサイクル認定製品販売実績報告書（別記様式第6号）により知事に報告しなければならない。

（認定製品の表示）

第9条 認定事業者は、認定製品に滋賀県リサイクル認定製品である旨の表示をすることができる。

- 2 前項の規定による表示に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 3 認定事業者は、認定製品の品質および性能について事実と異なる表示をしてはならない。
- 4 何人も、認定製品でない製品について、認定製品と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。

（県の責務）

第10条 県は、物品の調達または県が行う工事の発注において、品質、数量、価格等で要件を満たす認定製品がある場合には、当該認定製品を率先して使用し、または購入するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町に対し、認定製品の利用を促進するための技術的助言および情報提供を行うものとする。
- 3 県は、認定製品の利用が促進されるよう、県民および県内の事業者に対し、認定製品に関する適切な情報提供を行うものとする。
- 4 県は、毎年度、第8条第5項の規定による販売実績報告および県における認定製品の使用または購入状況を取りまとめて公表するものとする。

（県民および事業者の責務）

第11条 県民および事業者は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合は、できる限りリサイクル製品を選択するよう努めるものとする。

（報告等）

第12条 知事は、必要に応じて、認定事業者から報告を求め、または認定事業者の同意のもとに職員を認定製品の製造加工に係る事業所に立ち入らせ調査することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年3月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年12月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年11月27日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定は施行日以後に認定する製品に適用し、施行日前に認定を受けた製品については、なお従前の例によるものとする。

3 第8条第5項の規定は施行日以後に認定する製品に適用し、施行日前に認定を受けた製品に係る同項の規定の適用については、同項中「3年間」とあるのは「5年間」とする。

付 則

この要綱は、平成23年1月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年2月4日から施行し、施行日以降の認定から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

別表（第4条関係）

滋賀県リサイクル認定製品品質基準

区 分	品 質 基 準
安全性への 配慮	<p>次の基準すべてを満たす安全性に配慮したものであること。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める特別管理廃棄物を使用していないこと。</p> <p>(2) 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。</p> <p>ただし、試験方法は原則として日本産業規格「JIS K0058-1スラグ類の化学物質試験方法第1部：溶出量試験方法」の5. 利用有姿による試験によるものとする。</p> <p>また、土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。</p> <p>(3) 原材料として溶融スラグを使用する製品にあつては、当該溶融スラグは、日本産業規格「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」および「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していること。</p>
規格等	<p>次のいずれかの条件を満たしていること。</p> <p>(1) 日本産業規格に性能規定のある品目については、その規格に適合していること。</p> <p>(2) 日本産業規格に規定のない品目については、県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等に適合していること。</p> <p>(3) エコマーク認定基準を満たしていること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる基準に準ずる基準に適合していること。</p>
その他	<p>品目ごとに別に定める率の循環資源を使用していること。</p>



滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率

品目(製品例)	循環資源	使用率	
紙製事務用品	ファイル	古紙、紙くず	概ね50%以上
	封筒	琵琶湖管理派生物(ヨシ、水草)	概ね10%以上
生活・文化用品	文具・事務用品 生活・文化用品 容器・包装用品 家具 屋外用品、園芸用品	廃プラスチック	概ね70%以上
		木材(※)	概ね70%以上
	生活用品	琵琶湖管理派生物(ヨシ、水草)	概ね10%以上
	木質ボード	木材(※) 廃木材	概ね70%以上 概ね50%以上
竹繊維製品	タオル、生活用品	間伐竹等(※)	概ね70%以上
再生繊維製品	制服 作業服	再生PET樹脂	概ね50%以上
農業・園芸資材	肥料・堆肥	動植物性残さ、有機性汚泥、動物の ふん尿、木くず、樹皮、刈草	概ね70%以上
		琵琶湖管理派生物(ヨシ、水草)	概ね10%以上
土木建築資材等	各資材 擬木、型枠	廃プラスチック等	概ね70%以上
	コンクリート二次製品等	汚泥(焼却灰) 溶融スラグ ガラスカレット	概ね40%以上 概ね10%以上 概ね10%以上
	タイル、 インターロッキングブロック、 煉瓦等	砂利廃土、碎石廃土、建設残土、浚 渫土	概ね70%以上
		汚泥(焼却灰) 溶融スラグ ガラスカレット	概ね40%以上 概ね10%以上 概ね10%以上
		陶磁器くず(廃瓦含む)	概ね40%以上
	遊歩道舗装材、法面緑化 資材	木くず、樹皮、刈草	概ね70%以上
	改良土	建設系無機汚泥、砂利廃土、 碎石廃土、建設残土、浚渫土	概ね70%以上
上記以外の製品	循環資源	別途決定	

- ・ 使用率は製品重量に対する当該循環資源の占める割合。
- ・ すでに全国流通している古紙再生コピー用紙のほか、用途が一般化しているコンクリートがら・アスファルトコンクリートがらを原材料にした再生碎石、再生路盤材、再生加熱アスファルト等は対象としない。

(※) 製品の原材料として利用する木材、間伐竹等は県内産材に限る。

## コンクリート二次製品の申請にあたって

申請書類の作成にあたっては、募集案内の「申請書記入要領」（当課ホームページに掲載しています。）によるほか、コンクリート二次製品については、特に次の事項にご留意ください。

- 1 要件のうち「当該製品の普及が本県の循環資源の循環的な利用の促進に効果を有すること。」については、添付資料2「当該製品の説明書等」の中で、十分理解できるよう説明してください。

### 2 品質基準

#### (1) 安全性への配慮

- 1) [ 特別管理廃棄物を原材料としていないこと ]

申請書9欄および添付資料2「当該製品の説明書等」の中で、使用する原材料を明確にしてください。

- 2) [ 環境基本法に基づく土壌汚染にかかる環境基準に適合していること ]

当該製品にかかる有害物質8項目の溶出量試験結果を提出してください。

- 3) [ 原料として溶融スラグを使用する製品については、溶融スラグの有害物質の溶出量および含有量について日本産業規格 JIS A5031 および JIS A5032 の基準に適合していること ]

使用する溶融スラグにかかる有害物質8項目の溶出量および含有量の試験結果を提出してください。

#### (2) 規格

次のいずれかの規格に適合しているか、またはこれに準じていること。

- ・ 日本産業規格(JIS)に性能規格のあるものについて、その規格に適合
- ・ 滋賀県各部局の工事共通仕様書
- ・ エコマーク商品認定基準

- 1) 上記のいずれの規格に適合しているかを申請書13欄で明確にし、当該規格への適合状況のわかる資料(JIS認定書の写し、規格の該当部分の複写、試験結果等)を添付してください。

- 2) コンクリート二次製品の場合、JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」、JIS A5372「プレキャスト鉄筋コンクリート製品」の規格に適合している、あるいは準じていることがわかる資料を添付してください。

- ・ 製品の性能（圧縮強度、曲げ強度等）
- ・ 材料（セメント、骨材、混和剤等）  
セメント・混和剤の試験成績表、骨材の試験成績表（化学成分、膨張性、物理的性能（絶乾密度、吸水率、安定性、粒形判定実積率、微粒分量、すりへり減量）、粒度、粗粒率、アルカリシリカ反応性等）
- ・ 配合表、設計基準強度、スランプ、空気量
- ・ 圧縮強度試験結果、配筋図 等

#### (3) その他

- 1) 「アルカリシリカ反応抑制対策」についてわかる資料を提出してください。

(7) JIS A5308「レディーミクストコンクリート」附属書 B「アルカリシリカ反応抑制対策の方法」

- a. コンクリート中のアルカリ総量を規制する抑制対策
- b. アルカリシリカ反応抑制効果のある混合セメントなどを使用する抑制対策
- c. 安全と認められる骨材を使用する抑制対策

(イ) アルカリシリカ反応性試験方法

JIS A1145「化学法」、JIS A1146「モルタルバー法」、JIS A1804「迅速法」

- 2) 「耐凍害性」の確認できる資料を提出してください。

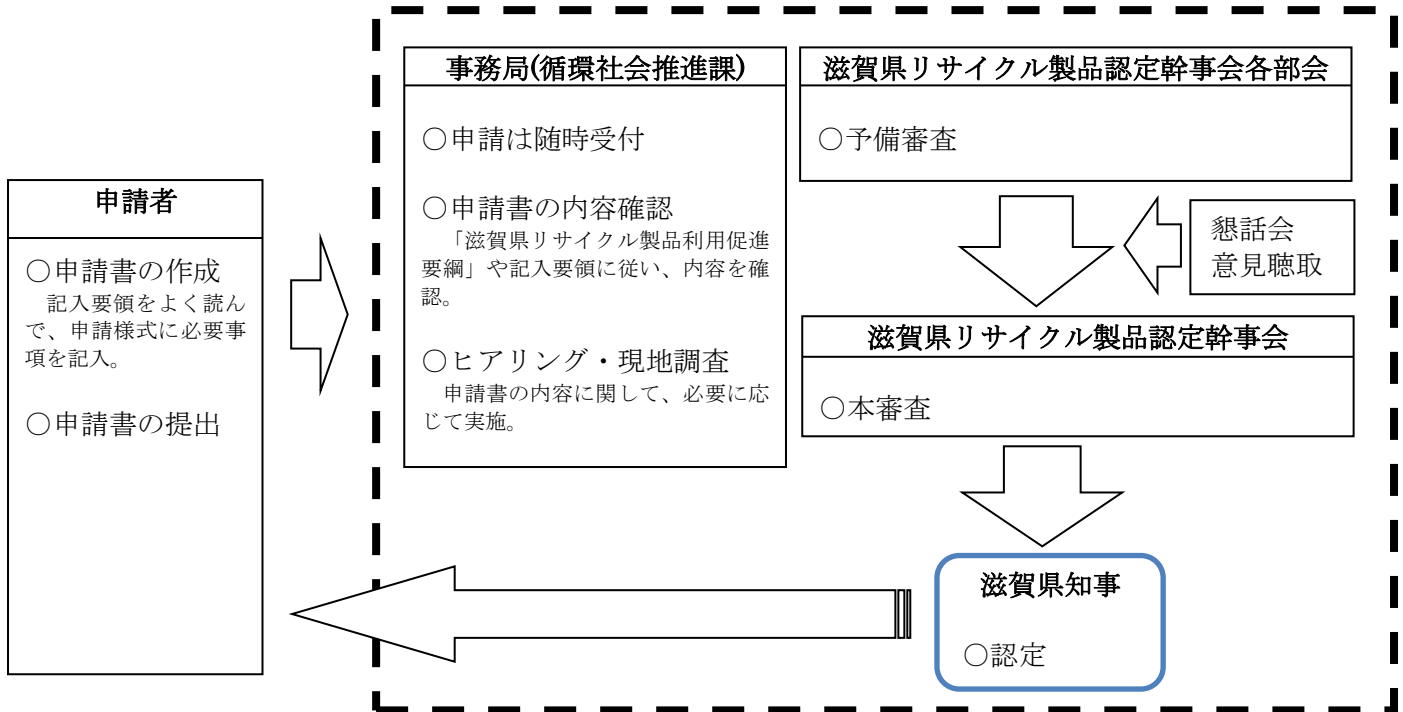
溶融スラグを使用すると耐凍害性が低下しますので、原則的に凍結融解試験A法により耐

凍害性を確認する必要があります。

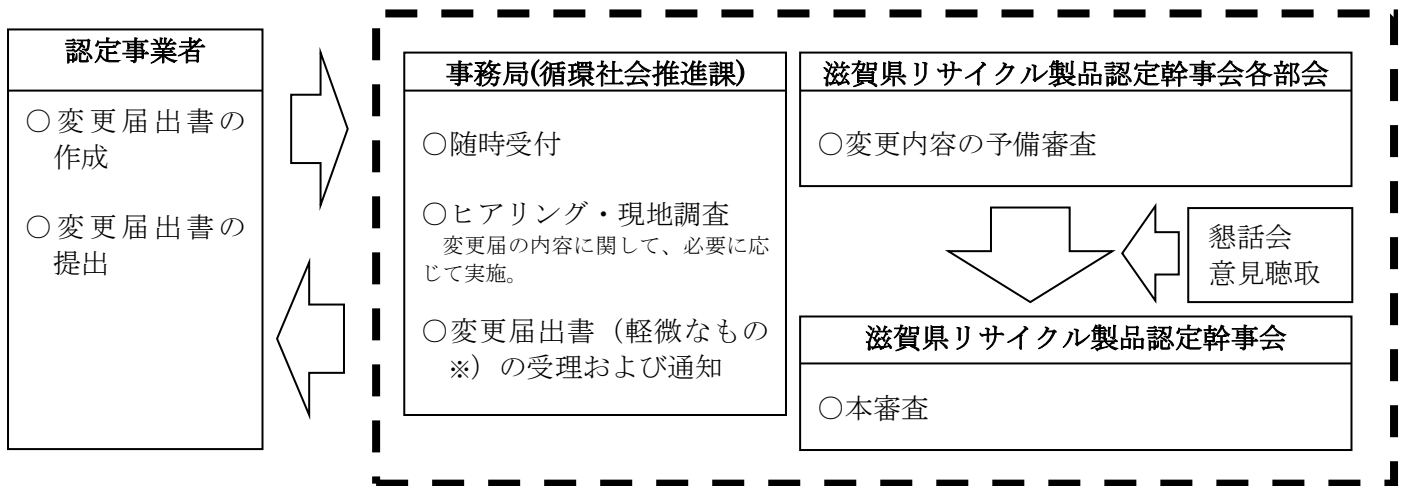
ただし、製品の用途が重要な構造物ではなく、使用形態が露出されているなど製品の状態が容易に確認できるものなどについては、これまでの実証研究等で特に耐凍害性の低下が認められない程度の配合（単位水量、水セメント比、空気量等）の製品であれば、証明できる文献資料等を添付してください。

(参考) ビワクルエコシップ (滋賀県リサイクル製品認定制度) 申請手続フロー

① 新規・更新申請 (年2回程度の審査)



②変更



※ 事業者名の変更や製品名称の変更など

③取下げ

